

今月の  
テーマ

源泉徴収票を読む(用語解説)

さて、今月はいよいよ具体的な見方と用語の解説をしていくが、もしかしたら、“そんなこと知らなくても困らない”という方もいるかもしれない。実際、ここまで放置されてきたことを考えれば、そういう方のほうが多いのかも…。しかし、そんなことは無い。分かることは変わることにつながるのである。逆を言えば、分からないままでは変わらないのである。何事もそうだが、知識を持っているのと持っていないのでは、物事の見え方は全く異なってくる。旅行先などで史跡を見学する際も、歴史的な背景が分からなければ、ただの石にしか見えなかったり、ただの古い建物になってしまいかねない。食べ物にしたってそうだ。“なぜこの肉が美味しいのか”“どんな栄養があるのか”“なぜこれを控えた方が良いのか”が分かることで、よりおいしく感じたり、摂生するなどの意識も変わってくるというものだ。関心も感動も、その大きさは知識や情報の量に比例するのかもしれない。こと源泉徴収にあっては、社会保険料や税金

の仕組みが見えてくることで、ある意味日本の経済状況も見えてくるし、その先の政治への関心度も変わろうというものだ。話が飛躍しすぎたので元に戻そう。

なんだかんだとゴタクを並べてしまったが、何よりの恩恵は自身の生活設計に直結することである。そして、源泉徴収票の前提となる年末調整が必ずしも正しいとは限らない。その見方を知らなければ、間違いも発見できない。損をするのは自分であるにも拘らず、見方そのものを知らなければ、税金が増える理由、減る理由も分からず仕舞いになってしまう。それでは、今後の対策はおろか、将来の設計すら立てることは出来ない。急に増えた税金で手取りが減少して初めて事の重大性に気付き、何とかしなければ…!となるのである。そうならないためにも、源泉徴収票に記載されている用語と、その持つ仕組みは是非とも理解してもらいたい。“見えることは変わる”“変わることは行動すること”に繋がって行くこと請け合いだ。



Vol. 196

知恵袋

生活

生活に  
何かと役立つ  
連載コラム

つぶやきがんちゃん



つぶやき  
がんちゃん

齋藤 廣勝  
(さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート  
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー

支払金額(年収(税込年収))のことで、一言で言ってしまうと、勤め先があなたに支払った1年間の給料および賞与(ボーナス)の合計金額だ。この合計金額は税金や社会保険料を差し引く前の金額であり、これが一般的に「年収」「税込年収」と言われる。では、なぜ年収とならずに「支払金額」になるのか?そもそも、「源泉徴収票」なるものは、事業主が作成しなければならない報告書とも言えるもので、「税務署提出用」と

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 金受 け 者	住所又は居所	[受給者番号]	
		[税別名]	
		氏名 [フリガナ]	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (標準控除後)	源泉徴収税額
	0	0	0

支払金額とは

保険と暮らしの相談センター

家計の見直し しませんか?

近頃の物価高で様々なものの値段があがっている今こそ、家計を“総点検”してみませんか?  
弊社では家計収支の点検・見直しアドバイス～収支計画(キャッシュフロー表)の作成までお手伝いしております。まずはお気軽にご相談を!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート  
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
● 営業時間 / 9:30~18:00 (土・日・祝日は9:30~17:00)  
● 定休日 / 水曜日  
TEL 018-827-7611 詳細はホームページでもご覧いただけます。  
FAX 018-827-7610  
URL https://tls-akita.co.jp

「受給者交付用」として作成されるため「受給者に支払った金額」という意味合いで、こんな表現となっている。しかし、それを受取った側は支払金額という言葉は使わず、年収(税込年収)として受け止める必要がある。様々な申請や手続き上で年収や税込年収を問われることがあるが、これは源泉徴収票の「支払金額」を指すものだと覚えていただきたい。

### 通勤手当の扱い

言葉としての解説はここまでだが、生活知恵袋の真骨頂はここからであり、源泉徴収票を読むとはこの先の意味合いが大きい。先に言う「支払金額」の説明からすれば、毎月の給とおよび賞与の明細書を合計すれば、支払金額と一致するのではないかと?というところではない。課税対象とはならない通勤手当は支払金額には含まれていないからだ。但し、非課税となる通勤手当には限度額があり、マイカー・自転車などを使用して通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて、次表の通りで、限度額を超えた分に関しては給与として支払金額に加算され課税対象となる。



### 令和6年度分

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額 (金額課税)
2キロメートル未満	4,200円
2キロメートル以上10キロメートル未満	7,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	12,900円
15キロメートル以上25キロメートル未満	18,700円
25キロメートル以上35キロメートル未満	24,400円
35キロメートル以上45キロメートル未満	28,000円
45キロメートル以上55キロメートル未満	31,600円
55キロメートル以上	

### 通勤手当が支給されている人と、そうでない人の手取りは変わる!?

先のように、通勤手当が支給されたとしても限度額以内であれば支払額に影響はないが、社会保険料として引かれる金額は多くなってしまう。仮に公共交通機関を利用して30000円の交通費の実費が支払われたとしても、当然、支払ってもらった通勤手当はそのまま交通費として30000円が支払いに充てられるので、プラスマイナスは0となる。そういう意味では、実費としてかかった費用であり手取り額が増えたわけではないので、収入とはならないと考えるのが普通であるが、社会保険料の計算で

は通勤手当も収入として扱われてしまふという矛盾が起きてしまふ。何故なら、厚生年金・健康保険料などの社会保険料の計算では、通勤手当は、労働の対価として支払われる報酬の一部と見なされ、社会保険料の計算においては、非課税の範囲内であっても、社会保険料の計算対象となることから、社会保険料負担が大きくなり、実質的な手取りは少なくなってしまう。そんな馬鹿な...!と言いたいところだが、これが現実である。厚生年金保険料は将来受給する年金額に反映されるものの、健康保険料を多く支払ったところで何の恩恵もない。まとめると、支払金額≠年収(税込年収)となるが、通勤手当は含まれていない。社会保険料上の年収は通勤手当も含まれるということだ。こうして、「支払金額」一つをとっても社会経済の矛盾が見えてくる、国民一人一人がこれらに関心を持ち世論が高まらない限り、これらの矛盾はこの先も変わらないのかもしれない。ぼくつと生きてんじやねーよ、と叱られないよう学ぶことが大切だ。

### 給与所得控除後の金額

【給与所得控除後の金額≡支払金額ー給与所得控除】  
支払金額から給与所得控除を引いた金額が「給与所得控除後の金額」で、「給与所得」も同じ意味を持つ。何ともややこしい!では、「給

与所得控除」は何者かということになるが、給与所得控除とは、給料をもらっている人に認められる「必要経費」のことだ。個人にとって必要経費は馴染みが無いと思うが、自営業者などは収入を得るために使った「仕入代金」「交通費」「通信費」などの直接かかった費用を言う。サラリーマンの場合は直接費用という概念は無いため、給与所得控除として一定額を収入から引いてあげようというものである。控除額は収入によって異なっており、別表の通りだ。(令和7年以降)

給与収入額 (単位: 円)	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超~180万円以下	65万円
180万円超~190万円以下	65万円
190万円超~360万円以下	給与収入額×30%+8万円
360万円超~660万円以下	給与収入額×20%+44万円
660万円超~850万円以下	給与収入額×10%+110万円
850万円超	195万円 (上限)

収入から、この金額を引いた残りが給与所得控除後の金額(給与所得)となり、その後の所得税の計算根拠となる。この、給与所得控除後の金額を手取り金額と誤解している方も少なくないが無理もない、順を追って説明していけば見えてくるものがある筈だ。次号に続く。